

○ 京都府議会予算特別委員会規程

(令和5年5月26日)

(設置)

第1条 京都府議会に予算特別委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審査及び調査)

第2条 委員会は、予算に関する議案を審査する。

2 委員会は、予算に関する事項について調査する。

3 委員会は、第1項に定めるもののほか、議決により委員会に付託された議案を審査する。

(構成)

第3条 委員会は、議員全員をもって構成する。

(委員長、副委員長等)

第4条 委員会に委員長、副委員長3人及び幹事若干名を置く。

(小委員会)

第5条 委員会に当初予算及び補正予算(骨格的予算を補完するものに限る。)に関する議案が付託されたときは、当該議案の審査のため、小委員会を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、補正予算の規模、提案理由等を考慮し、小委員会において審査することが適当であるときは、小委員会を置くことができる。

3 小委員会は、議長及び副議長を除く半数の委員をもって構成する。

4 小委員会に委員長、副委員長3人及び幹事若干名を置く。

(分科会)

第6条 委員会に、補正予算(小委員会で審査するものを除く。)に関する議案の審査及び予算に関する事項の調査のため、分科会を置く。

2 分科会の名称、構成及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務・警察分科会

総務・警察常任委員会に属する委員をもって構成し、同委員会の所管に属する事項を審査し、及び調査する。

(2) 危機管理・健康福祉分科会

危機管理・健康福祉常任委員会に属する委員をもって構成し、同委員会の所管に属する事項を審査し、及び調査する。

(3) 文化生活・教育分科会

文化生活・教育常任委員会に属する委員をもって構成し、同委員会の所管に属する事項を審査し、及び調査する。

(4) 政策環境建設分科会

政策環境建設常任委員会に属する委員をもって構成し、同委員会の所管に属する事項を審査し、及び調査する。

(5) 農商工労働分科会

農商工労働常任委員会に属する委員をもって構成し、同委員会の所管に属する事項を審査し、及び調査する。

3 分科会に委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。